Guidebook of Signs Ordinance in Toyama

富山県 屋外広告物 条例のしおり



はじめに

なぜ、屋外広告物にはルールが必要なのでしょうか? 屋外広告物は、生活に必要な情報を提供し、街に賑わいをもたらします。

しかし、屋外広告物が無秩序、無制限にはん濫すると、街や自然の 景観を損ね、時には県民に思わぬ危害をおよぼすこともあります。こ のため富山県では、良好な景観の形成、風致の維持、そして公衆への 危害の防止を図るため、富山県屋外広告物条例を定めています。

この「しおり」は、屋外広告物のルールを説明したものです。

(※富山市の区域は富山市屋外広告物条例のルールが適用されます。)

富山県の自然景観や歴史的・文化的な景観、快適な住空間を守り、 秩序ある景観を形成・保全していくために、皆様のご協力をお願いし ます。

目	次	
1.	屋外広告物とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	許可申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	禁止物件 •••••	5
4.	禁止広告物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	禁止地域·許可地域 ·····	6
6.	適用除外	6
7.	許可基準の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8.	広告主の義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
9.	表示・設置・管理者の義務 ・・・・・・・・・・・・	13
10.	違反広告物に対する指導等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
11.	屋外広告業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に 表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告 塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並び にこれらに類するもの、をいいます。

したがって、具体的なイメージや観念を表しているもの(文字で表示さ れていない絵、商標、シンボルマークなど)は、上記①から④のすべての 条件を満たしていれば、表示する内容に関わらず屋外広告物となります。

<屋外広告物の種別>

種 別	定義				
自家広告物	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは				
	営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若				
	しくは作業場に表示する広告物				
一般広告物	自家広告物以外の広告物であって、管理用広告物などに該当し				
	ない広告物				
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示す				
	る広告物				
その他広告物	上記以外の広告物				

<屋外広告物の種類>



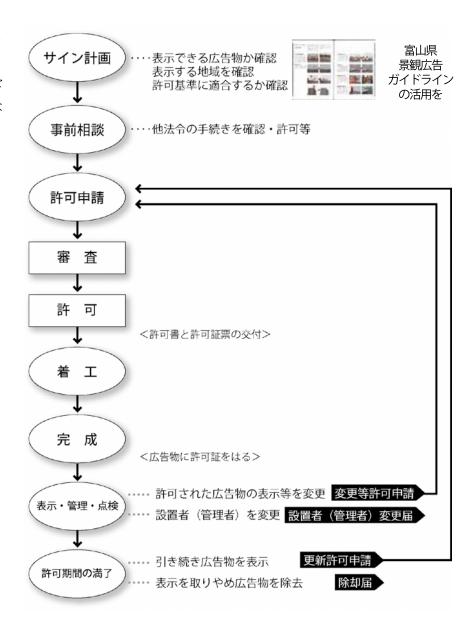
- 1 電柱広告 2 野立広告 3 野立広告 (ポールサイン)
- 4 野立広告 (駐車場誘導サイン)
- 5 車体広告(ラッピング) 6 消火栓付広告

- 7 野立広告(ゲートサイン) POP サイン (店頭装飾)
- 9 壁面広告 10 ポールサイン
 - 11 大型ビジョン 12 突出広告(袖看板)

- 20 置看板 (スタンドサイン) 21 置看板 (A型看板) 22 突出広告 23 広告旗 (バナー)
- 13 アドバルーン 14 屋上広告 (広告塔) 15 懸垂幕 16 壁面広告 17 貼り紙・貼り札 18 広告旗 (のぼり旗) 19 壁面広告

2. 許可申請の流れ

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物(6ページ参照)を除き、あらかじめ設置場所を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

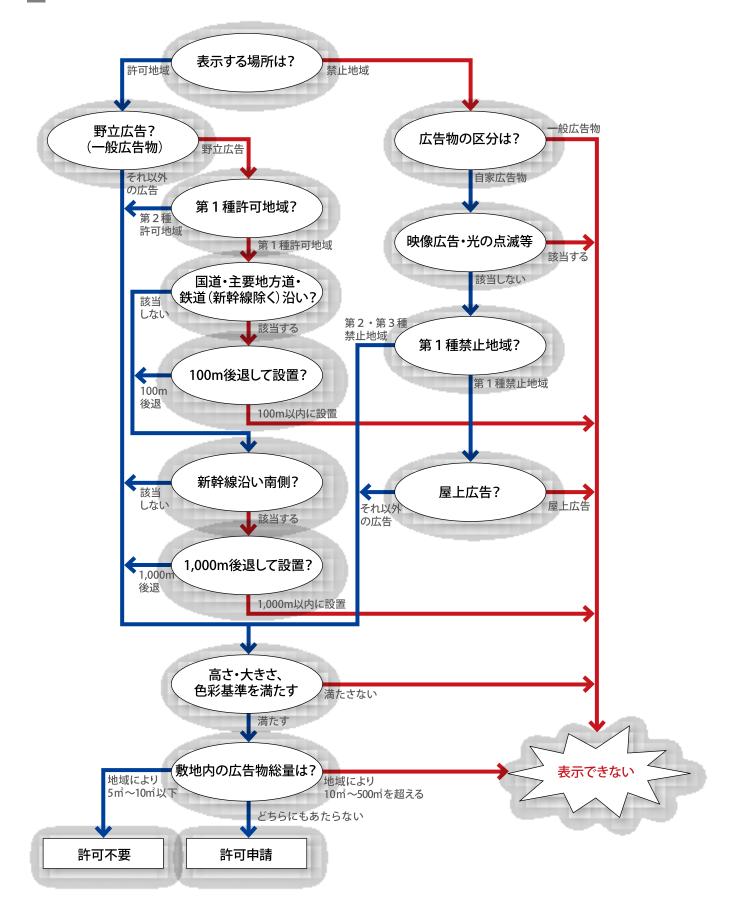


許可期間

広告物の種類	許可の期間
野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告、停留所添架広告、	3年以内
特殊装置の広告物	
横断幕、懸垂幕、アドバルーン、置看板、電柱広告、消火栓標	1年以内
識利用広告、車体利用広告	
はり紙、はり札、立看板、広告旗	1月以内

○屋外広告物の設置には、他の法令の手続きが必要となる場合があります。 建築基準法(工作物の確認申請)、富山県景観条例(大規模行為の届出等)、道路 法(道路占用許可)、道路交通法(道路使用許可)、農地法(農地転用許可)のほ か、文化財保護条例、自然環境保護条例、都市計画法、景観法などの制限を受け る場合があるので確認が必要です。

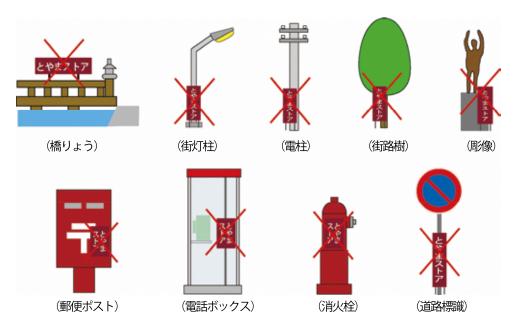
■ 屋外広告物の設置の前に



3. 禁止物件

「禁止物件」には、地域の区分に 関係なく、原則として、広告物を表 示することはできません。

- 橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- 石垣及び擁壁
- 街路樹及び路傍樹
- 銅像、神仏像及び記念碑
- 道路標識、交通信号機、歩道柵及び防護柵並びに里程標
- 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 富山県景観条例の規定により指定されたふるさとの記念物
- 電柱、街灯柱、その他電柱の類(はり紙、はり札等、立て看板等が禁止)



4. 禁止広告物

「禁止広告物」は、地域の区分に 関係なく、どんな場合にも表示する ことはできません。

- 著しく汚染し、色があせ、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれの あるもの



5. 禁止地域·許可地域

県内全域が「禁止地域」又は「許可地域」のいずれかに区分されています。

地域の特性により5段階に区分し、 規制に強弱をつけています。

○禁止地域(第1種、第2種、第3種)

景観の保全等のため、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止される 地域です。ただし、自家広告物については、規格等が一定の基準内であれ ば、表示・設置することができます。

○許可地域(第1種、第2種)

原則として、屋外広告物の表示・設置には、あらかじめ市町村長の許可を受ける必要がある地域です。

屋外広告物の規格等は、一定の基準に適合しなければなりません。

6. 適用除外

自家広告物や管理用広告物などには、一定の基準を守って表示された場合に限り、社会生活上最低限必要なものとして、例外的に規制の一部が適用除外となり、許可を受けずに表示できる場合があります。

○自家広告物の適用除外

自家広告物で、広告物の表示面積の合計が次の面積以下である場合は、 市町村長の許可を受けずに広告物を表示することができます。

j	也域の区分	表示面積の合計	
レベル1	第1種 禁止地域	5 ㎡以下	
レベル2	第2種 禁止地域	7 ~211/1	
レベル3	第3種 禁止地域	7㎡以下	
レベル4	第1種 許可地域	10 m² N/T	
レベル5	第2種 許可地域	10 ㎡以下	

ただし、規格等は許可基準に適合する必要があります。

(⇒許可基準 8 ページ)

○管理用広告物の適用除外

管理用広告物で、次の基準を満たすものは、市町村長の許可を受けずに 広告物を表示することができます。

地域の区分	表示面積の合計
1管理地に表示	表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域は5㎡以下)であ
する広告物等	り、かつ高さが4m以下であること
1管理物件に表示	表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域は5㎡以下)であ
する広告物等	り、1壁面の1/5以下であること。

○その他の主な適用除外

- ・道路標識など法令の規定により表示するもの
- ・国、県、市町村が、公共的目的を持って表示するもの (ただし総表示面積が5㎡超は市町村長への届出が必要)
- ・工事現場の板塀等に表示する一定の広告物
- ・祭礼、冠婚葬祭等のために一時的に表示する広告物
- ・表示期間が5日以内の広告物(ただし、市町村長への届出が必要)

など

7. 許可基準の概要

(1)屋外広告物の基準

- 1. 屋外広告物は色彩基準に適合するよう努めるものとする。
- 2. 大規模な屋外広告物(景観条例届出対象規模)には色彩基準を適用する。

禁止・許可考え方の整理

第1種禁止地域

景観の保全上 重要な地域



- 伝統的町並み景観の保全が重要な地域
 - ○伝統的建造物群保存地区
 - ○文化財保護法・条例の指定建造物周辺で指定する地域
- 自然景観等の保全が重要な地域
- ○景観地区、風致地区
- ○緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区
- ○市民農園、風致保安林、自然環境保全地域
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等

第2種禁止地域

地域の良好な 景観の保全を 優先すべき地域



- 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域
- ○第1種・第2種低層住居専用地域
- 都市公園・緑地等
- 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域
 - ○県道富山立山公園線 (県道松倉宮路線との交差点から藤橋橋詰まで)とその両側100m
- ○県道黒部宇奈月線(県道若栗生地線と接する交差点から宇奈月谷橋まで)と その両側100m
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等

第3種禁止地域

立山連峰等の 眺望景観の保全を 優先すべき地域



- 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域
 - ○第1種・第2種中高層住居専用地域
- 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域 ○高速道路・新幹線及びその両側500m以内
 - (都市計画法の用途地域を除く)
- 港湾、駅前広場等のうち知事が指定する地域○高岡駅前広場
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等

第1種許可地域

田園景観等に 配慮すべき地域



● 禁止地域、第2種許可地域以外の地域

第2種許可地域

良好な景観と 経済活動の利便 との調和に 配慮すべき地域

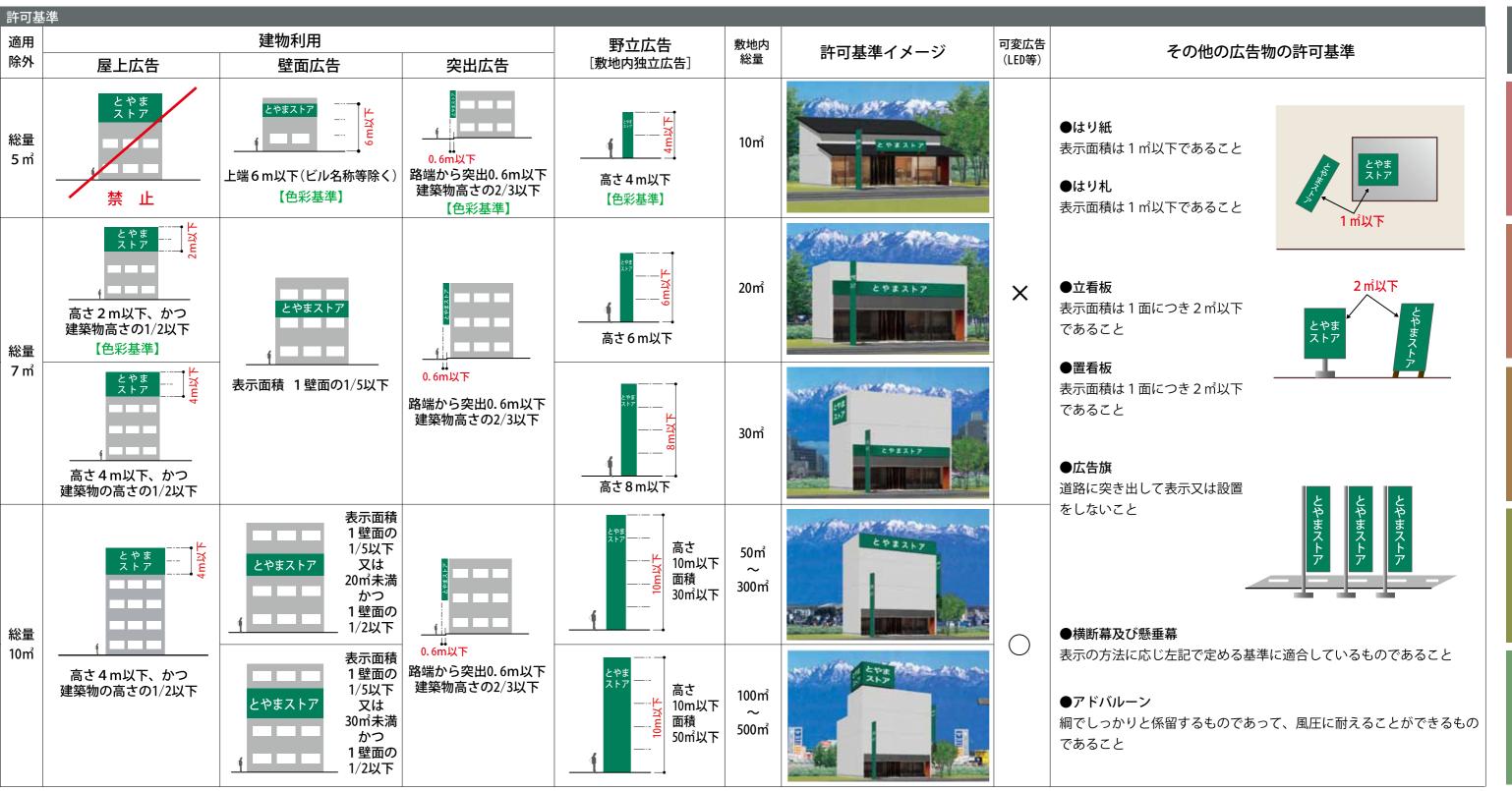


● 都市計画法の用途地域

(高速道路の両側500m以内及び禁止地域を除く)

自家広告物とは一

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件



一般広告物とは一

自家広告物以外の広告物又はその掲出物件であって、条例第7条の規定などにより、 その表示等が禁止されていないもの(管理用広告物など)に該当しない広告物をいう

許可基準 建物利用 野立広告 総量 許可基準イメージ その他の広告物の許可基準 屋上・壁面・突出 止 ●停留所添架広告、電柱広告、消火栓標識 利用広告(許可基準 12ページ) 高さ6m以下、面積20m以下 【色彩基準】 ※ ●はり紙、はり札、立看板、置看板、広告 一敷地あたり 自家広告物と同じ 高さ8m以下、面積30m以下 旗、横断幕及び懸垂幕、アドバルーン 30 m ・自家広告物と同じ (総量に含む) 【色彩基準】

(2) 屋外広告物における色彩基準の範囲

対象物件	基	基調色の規制	許可基準イメージ	
自家広告物 全般 自家広告物 (屋上広告)	赤・橙・黄は彩度8(それ以外は彩度6)を超える色を面積の1/3を超えて使用しない ※高彩度色の面積が 1面につき1㎡未満まで使用可能	am² a a m²		
自家広告物 全般	(努力)	2 PEZAP7		
自家広告物 全般、 一般広告物 (建物利用)	(努力)			
野立広告(一般)	赤・橙・黄は彩度8(それ以外は彩度6)を超える色を面積の1/3を超えて使用しない	とやま ストア amd and and	E P E Z L P	

[※]国道・主要地方道・鉄道(新幹線除く)沿いは両側100m後退して設置 ※新幹線沿い南側は1,000m後退して設置

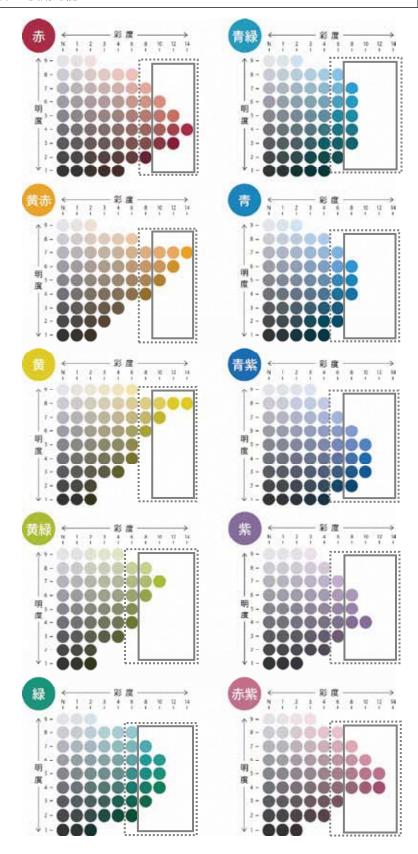
- ◆レベル1の広告物、レベル2の屋上広告、野立広告、景観条例の届出が必要な大規模広告物(レベル5除く)
- ・赤、黄赤、黄は彩度8(その他の色相は彩度6)を超える色を面積の3分の1を超えて使用しない。
- ◆案内誘導広告物
- ・赤、黄赤、黄は彩度6(その他の色相は彩度4)を超える色を面積の3分の1を超えて使用しない。 ※高彩度色の面積が1面につき2㎡未満まで使用可能

自然界では、鮮やかな「花の色」 などは期間・場所を限定して出現し ます。一方、屋外広告物は、一度設 置されると周辺景観に長期間影響を 与え続けることとなります。

富山県の豊かな自然の中で、四季の移ろいを感じられるように、屋外広告物の基調色(面積の1/3を超える色)は自然界に常時ある色とし、「花の色」を常時大量に使用することをさけることを基本とします。

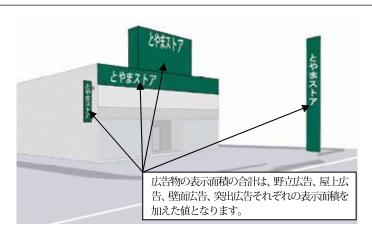
このため、極めて彩度の高い色(彩度6~8超)は、面積の1/3を超えて使用することを避けたほうがよい色として明示し、望ましい色彩への誘導を図ります。

····規制対象色
····案内誘導広告物
規制対象色



(3) 総量の基準

住所等1箇所につき、広告物の表示面積の合計は、以下の表の面積を超えて表示することはできません。 ただし、許可期間が1年以下の広告物は、合計面積に含まれません。



	住所等1箇所の敷地面積				左記のうち	
	1,000㎡未満	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満		4,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上	自家広告物 以外の広告物
レベル1		10m³ (自家広告物のる	y設置可能)		禁止
レベル2		20m³ (自家広告物のみ	从設置可能)		禁止
レベル3		30m³ (自家広告物のみ	从設置可能)		禁止
レベル4	50m²	100m²	150m²	200m²	300m²	30m²
レベル5	100m²	150m²	200m²	300m ²	500m ²	30㎡

(4) 案内誘導広告物

(野立広告)

施設、場所の案内又は誘導のため に必要最小限の表示とする必要が あります。

- ・事業所や営業所等の名称、住所、その案内する施設等に至るまでの距離、 方向・矢印(地図)のみ
- ・表示にあたっては、案内する距離、方向、矢印(地図)と事業所や営業 所等の名称がほぼ等しく認知されるものであること

〈許可地域の基準〉



・表示面積は、1面につき4㎡以下。 上端の高さは、地上から4m以下。 【色彩基準】



・1基に2以上の案内広告物を表示する場合は、 表示面積は1広告物につき6㎡以下、かつ、1 面につき30㎡以下、上端の高さは地上から 6m以下。

【色彩基準】

(5) その他の広告物

①停留所添架広告

- バス停留所の上屋に添架するもの
- その他のもの

- ・運転者に直接訴求しないと認められる面へ表示するものであること。
- ・表示面積は、1面につき2㎡以下であること。
- ・1停留所につき、2面以下であること。
- ・表示面積は、各表示面の面積の3分の1以下であること。

②電柱広告

- 柱に直接塗装又は巻付けする もの
- ・赤、黒又は黄の地色を使用しないこと。
- ・柱1本につき1件とすること。
- ・長さは、1.8m以下であること。
- ・地上から広告物の下端までの高さは、1m以上であること。
- 柱にそで付けにするもの
- ・赤、黒又は黄の地色を使用しないこと。
- ・柱1本につき1件とすること。
- ・長さは、1.2m以下であること。
- ・出幅は、0.6m以下であること。
- ・地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では3m以上、車道上では 4.5 m以上であること。
- ・原則として、歩道又は民地側へ向けるものであること。
- ③消火栓標識利用広告
- ・地色は、原則として白色又は淡色とすること。
- 標識1本につき1個とすること。
- ・大きさは、縦 0.4m以下、かつ、横 0.8m以下であること。
- ・地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.7m以上であること。
- ・突出しの方向は、標識と同一方向であること。

(6) 大規模な広告物

次の規模を超える大規模な屋外広 告物は、富山県景観条例の大規模行 為の事前届出制度が適用となります。

- ①広告物の上端が地上から20mを超え、かつ広告物の表示面積が10mを 超える広告物
- ②広告物の上端が地上から10mを超え、かつ広告物の表示面積が50mを 超える広告物

(いずれも、建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から 測定する。)

- ※景観条例に基づき、着手30日前までに、県(市町村)への届出が必要となります。
- ※大規模な広告物には、レベル5地域を除き、色彩基準が適用され、高彩度 色を地色に使用したものは、許可されません。

8. 広告主の義務

平成22年7月から、条例に広告主の義務が規定されました。

広告主には、自己の屋外広告物が条例の規定に違反しないように必要な措置を講じる義務があります。

屋外広告業者に屋外広告物の表示・設置を委託している場合であっても、 委託業者に許可証の写しを求めるなど、その広告物が市町村長の許可を受け ていることを確認してください。また、屋外広告物の許可は最長3年間のた め、最低3年に1度は許可の更新がされているか委託業者に確認してください。

なお、屋外広告業者に屋外広告物の表示・設置を委託している場合であっても、市町村から違反の指導があれば、委託業者に改修を依頼するなど、広告主として必要な対応をする義務があります。

9. 表示・設置・管理者の義務

(1) 許可の表示

許可を受けた広告物は、許可の際に交付された証票を貼付するか、許可の 打刻印若しくは許可証印を受けなければなりません。

(2)管理義務

広告主は、広告の掲出を委託した広告事業者等に、適正な管理が行われる ために必要な措置を講ずるよう指導しなければなりません。広告事業者等 は、広告物に対し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態 に保持しなければなりません。

(3)除却義務

許可期間が満了したとき若しくは許可が取り消されたとき、又は、設置の必要がなくなったときは広告物を取り外さなければなりません。又、取り外した場合は、その旨を市町村に届け出なければなりません。

10. 違反広告物に対する指導等

富山県屋外広告物条例に違反した屋外広告物に対しては、市町村長は、その屋外広告物の広告主や設置者等に対して撤去等の勧告を行うことがあります。撤去等の勧告に従わない場合は、広告主や設置者等の氏名等を公表することがあります。

また、市町村長は、違反広告物の撤去や改修など、必要な措置を命ずることがあります。違反広告物のうち、はり紙、はり札、広告旗、立看板については、市町村長は簡易除却することができます。

なお、措置命令に違反したときは罰金刑に処される場合があります。

11. 屋外広告業の登録

(1)屋外広告業の登録

富山県(富山市の区域除く)の区域で屋外広告業を営もうとする方は、事前に知事の登録を受けることが必要です。県内(富山市を除く。)において、屋外広告業者が営業活動を行おうとする場合、当該区域内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、登録が必要です。

※富山市の区域で営業する際は、別途富山市長の登録が必要です。

(2) 屋外広告業の定義

屋外広告業とは、屋外広告物の広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置(以下「広告物の表示等」という。)に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。元請け、下請けといった立場の如何は問いません。広告物の表示等に関する工事を業として請け負わない広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけで現実に、広告物の表示等を行わないものは、屋外広告業に該当しないとされています。

(3)屋外広告業の有効期間

登録の有効期間は、5年間です。引き続き、屋外広告業を営む場合は、5年ごとに更新の手続きが必要です。

(4)業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。この業務主任者とは、広告物の表示に係る法令・条例の規定の遵守に関すること、広告物の表示に関する工事の適正な施工、安全の確保に関すること等の業務を行わせるため、次に掲げる者等のうちから選任する必要があります。

- ○屋外広告士
- ○県及び他の自治体が行う屋外広告物講習会の修了者
- ○職業能力開発促進法の規定による次の何れかの者
 - · 職業訓練修了者(広告美術科)
 - · 職業訓練指導員(広告美術科)
 - ・技能検定合格者(広告美術仕上げ)

登録手続きの流れ



屋外広告物担当窓口

許可基準、許可申請手続きなど屋 外広告物についての相談は、右記の 各市町村または県の担当課で行って います。

富山市の区域には、富山市屋外広 告物条例が適用になりますので、富 山市役所にお問い合わせください。

市町村名	担当課	TEL	FAX
高岡市	都市計画課	0766-20-1407	0766-20-1655
射水市	都市計画課	0766-51-6680	0766-51-6693
魚津市	都市計画課	0765-23-1030	0765-23-1066
氷見市	都市計画課	0766-74-8078	0766-74-8104
滑川市	まちづくり課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	都市計画課	0765-54-2647	0765-54-9231
砺波市	都市整備課	0763-33-1111	0763-33-6853
小矢部市	都市建設課	0766-67-1760	0766-67-1452
南砺市	建設維持課	0763-23-2022	0763-52-6384
舟橋村	生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町	建設課	076-472-1111	076-472-1115
立山町	建設課	076-462-9975	076-463-6611
入善町	住まい・まちづくり課	0765-72-3841	0765-74-2108
朝日町	建設課	0765-83-1100	0765-83-1109
富山市	都市計画課	076-443-2105	076-443-2190



●お問い合わせ先 富山県土木部建築住宅課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-9661 FAX 076-444-4423